

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABOD)
A

設問Ⅱ	
第1. 本件取消の処分性	
1. 行政処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う、行為のうち、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を画すること、法律上認められているものを言う。(確定)	
2. 本件取消は、人工甘味料Aに対する、食品衛生法10条の指定を、取消するものである。その効果は、広く一般国民に向け、Aの販売等を禁ずるに留まり、不特定多数者に影響を及ぼすに過ぎない。そのため、Xの主張は、個人に対する、個別具体的な、法的効果を、もたすものではなく、その意、味で直接性を欠く。	
また、本件取消の後に、Aを販売したとき、販売をした者に対し食品衛生法71条項の罰金や刑罰が課せられるが、本件取消による不利は、さらにかかる刑罰が課せられることである。	
そのため、刑罰が課せられる段階になり、本件取消の違法性を争えば足り、未だ、本件取消がなされたにすぎない現状において、紛争としての成熟性を欠く。	
その上、したがって、本件取消は、行政処分ではない。	
3. 本件取消が行政処分にあたらない以上、法律の根拠は、不要であり、Xの主張は、認められない。	
第2. 法律の根拠	
1. 仮に、本件取消が行政処分であるとすると、本件取消には、法律上の根拠が存在する。	
2. 食品衛生法10条は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止(同法1条)のために、添加物や、これを含む製剤及び食品の安全性に疑いを生じさせるものを対象に、その販売等を広く一般的に禁止している。そして、人の健康を損なうおそれのある場合に、例外的にその販売等を許している。	
3. この法10条の趣旨からすると、人の健康を厚生労働大臣は、食品衛生法10条におお指例外指定の権限に基づき、安全性が担保されなくなった添加物には、指定取消し、同条を根拠としてできる。と解する。	
したがって、本件取消は、同条が法律の根拠となる。	
第3. 法10条該当性の判断	
1. 食品衛生法10条に該当し、場合には、指定の取消ができる。第2で確認した通りである。	
2. 食品の安全性とあり、添加物の安全性は、科学技術的観点から、視点を要するため、厚生労働大臣による専門的技術的判断に委ねなければならない。と適切に判断を、期待し得ない事柄である。法10条が「人の健康を損なうおそれのある」と、抽象的な文言を用いている。また、その専門性故に要件裁量で、厚生労働大臣に裁量がある。労働大臣に認められる趣旨である。	
そして、行政庁の裁量処分については、その裁量濫用がある場合にのみ違法となる(行政事件訴訟法30条)であり、その他の事情は、不当の問題を生ずるに過ぎない。	
裁量の濫用-濫用の判断は、その判断過程、内容に著しく不合理な点があり、社会通念上、合理性を欠くか、という点でなされる。	
3. 本件取消に於てみるに、Aは、その安全性が積極的に証明されていないわけでも、安全性を欠く、との研究結果が発表され、そのことを決定的に、否	

仮に「A」は「B」より「C」である。

3点
「A」の「B」に「C」が含まれる。

「A」は「B」である。という主張は、Xの主張である。という主張は、Yの主張である。という主張は、Zの主張である。

3点
「A」の「B」に「C」が含まれる。

「A」は「B」である。という主張は、Xの主張である。という主張は、Yの主張である。という主張は、Zの主張である。

の危害の発生を防止(同法1条)のために、添加物や、これを含む製剤及び食品の安全性に疑いを生じさせるものを対象に、その販売等を広く一般的に禁止している。そして、人の健康を損なうおそれのある場合に、例外的にその販売等を許している。	
3. この法10条の趣旨からすると、人の健康を厚生労働大臣は、食品衛生法10条におお指例外指定の権限に基づき、安全性が担保されなくなった添加物には、指定取消し、同条を根拠としてできる。と解する。	
したがって、本件取消は、同条が法律の根拠となる。	
第3. 法10条該当性の判断	
1. 食品衛生法10条に該当し、場合には、指定の取消ができる。第2で確認した通りである。	
2. 食品の安全性とあり、添加物の安全性は、科学技術的観点から、視点を要するため、厚生労働大臣による専門的技術的判断に委ねなければならない。と適切に判断を、期待し得ない事柄である。法10条が「人の健康を損なうおそれのある」と、抽象的な文言を用いている。また、その専門性故に要件裁量で、厚生労働大臣に裁量がある。労働大臣に認められる趣旨である。	
そして、行政庁の裁量処分については、その裁量濫用がある場合にのみ違法となる(行政事件訴訟法30条)であり、その他の事情は、不当の問題を生ずるに過ぎない。	
裁量の濫用-濫用の判断は、その判断過程、内容に著しく不合理な点があり、社会通念上、合理性を欠くか、という点でなされる。	
3. 本件取消に於てみるに、Aは、その安全性が積極的に証明されていないわけでも、安全性を欠く、との研究結果が発表され、そのことを決定的に、否	

これは「A」が「B」である。という主張は、Xの主張である。という主張は、Yの主張である。という主張は、Zの主張である。

「A」は「B」である。という主張は、Xの主張である。という主張は、Yの主張である。という主張は、Zの主張である。

「A」は「B」である。という主張は、Xの主張である。という主張は、Yの主張である。という主張は、Zの主張である。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学时)	氏 名
行政法			

評価(ABCD)	
----------	--

定は、研究者もない。又、~~外に当該研究~~、むしろ、厚生労働大臣は、審議会に諮問し、又、その研究結果、議論を踏まえ、指定取消が妥当という結論に至る。このように第三者機関にお意見も踏まえ、慎重に判断を所し、誤差率が同数以上、判断の過程内容に著しく不合理な点はない。

したがって、法10条の要件を欠く、と判断したことの~~ため~~
法10条の要件を欠く、と判断したことに違法はない。

第4. 本件取消を拒むことの是非。

10 1. 本件取消が処分にあたる場合、後の研究等により、法
10 条第1項の要件も、又満たした結果となしたものであ
10 15 1. 本件取消は、本件指定の指入回にあたる

2点、
(基準)
2. 本件指定は、Xの訴に依る取消、業者の訴が投札の
行政行為、一種の信賴が生じている。そのため、その撤回

15 かつ、年々なるのは、本件取消により、生じある。かつ、年々なるも、本件取消も、公益上の必要性が高い場合であらう。

③点
 3. 3. 17. 本件では、~~水~~水の使用による清浄飲用
 水の販売費がでまなくなると、経済的損失を負

20 うてになる。しかし、 α は、~~発~~が人性につき、未だ疑い
のあふ添加物であり、後に~~モナドが記述する~~発が
人性を有している場合、 α も体内に^{採取した}接取~~する~~者、
身体機能、まして生命を~~も~~奪う結果になりかねない。
身体、生命の保護という発起の公益の下では、 α の
25 経済的損失は、必要性として、常復するべきではない。

1点 (結論) 3点ため、本件取消は、本件指定の撤消として、適法である。

きちんと基準が示された
という良いです！

糸田やがてまた車検所
が出来ます！

法1条を引く長々
事業者の経済的利益
保護は含まれていふ
ことを示せるといふ

3 ページ

設問 (2)

第1. 損失補償の根拠

1点
未見定2点

食品衛生法上の損失補償について定める規定
はない。もっとも、憲法29条3項は、正当な補償
5 に基づく私有財産の使用を認めている。公共の福祉の
ために私有財産を拘束した者にのみ負担をかけることは、
国民間の公平を欠くため、法律上の根拠がなくても、
憲法29条3項が補償の根拠になると解する。

2点
(鬼王相快)

第2. 補償の要否

2点 10
吉野川の鴨

10 (憲法27条)項は、公共の福祉の下に、
特定的人物にのみ、その負担を押し付けること、公平
負担が、保護のためにある。そのため、公共の福祉のた
めに特別な犠牲を負ったといえる場合には、損失補
償は与えられる。そして、特別な犠牲の判断
15 2. ~~本件に關してこれをみるに、Xバクは、規制~~
目的、強度、既存の利用形態等と総合的に考慮し
て判断する。

5点
(基準)

2. ~~本件にかいて~~ ~~三枚をとりだして~~ ~~Xバックを~~ ~~は~~ ~~規制~~
目的、強度、既存の利用形態等と総合的に考慮し
3. 判断す。

+ 2 点
 内在 0.7
 共 1.87

2. 本件に入社した際に、~~本件~~ Xは、従来Yに利用して清涼飲料水と製造・販売をこなしていた。しかし、Xが~~添加物~~にもおかしな使用ができたのは、法10条に基づき、指定がなかったためである。XがYが使用できたのは、あくまで、法10条の要件を満たした指定が維持される限りこの内在的相対的の下である。また、そのため、本件取消により、Xが被る不利益は、Yの使用に内在する危険が現実化したものに基づき、特別な犠牲ではない。

1. 点
(1. 点)

全体的に流れが良く、とても読みやすかったです。量も十分です！以上

「この問題について、複数の見解、から議論していること、これは、点、数、の、グンと、伸び、
る、と思います。とはいえ、実は、た、分、あ、る、と、思、う、の、で、二、つ、調、子、で、行、く、と、下、さ、い、

とてまた「ア」
言うことなす!

「公共のために用いる」
を簡単に認定して下さい

考慮要素に挙げた以上、
本邦制の自由については、
「主権」に「主権」
(「時間」が「主権」に「主権」)
「主権」に「主権」...

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

A

第1. 設問 (i)

1. 本件取消しが適法であることにつき、(i) 本件取消しが「処分」(行政事件訴訟法3条2項、以下省略)にあたること、(ii) 法律の根拠と必要としないことから適法であること、(iii) 法の指定解除は

5 (ii) 仮に本件取消しが「処分」にあたるとしても、法10条が法律の根拠であること、(iii) 本件取消しの決定は厚生労働大臣の裁量の場合、(iv) 本件取消しの決定は厚生労働大臣の裁量の範囲内の行為(30条)であって適法であること、原告の①、②の主張に対して反論していくことが考えられる。

2. (i) について、

10 (1) 「処分」とは、国又は公共団体が行う行為のうち、行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することによって法律上認められているものを指す。

本件では、国が主体たる厚生労働大臣が法10条の指定取消しを行ったにすぎず、直接性があるか問題となる。

15 (2) この点、たしかに厚生労働大臣が指定していたものを、その指定から除外することは、これをもって食品を製造、販売、使用等していたものからすれば、直接製造、販売、禁止使用等を禁止されるものと同視される。

しかし、本件では、法はその名宛人を製造業者に限るものでない。例えば、将来法10条指定の物を使用しようとする者にも同法は及ぶものである。

20 とすれば、同法は不特定多数者の国民に対して及ぶものであり、法に直接性は認められよう。そしてこの法10条が定める規則12条の変更とすること、直接性は認められる。

25 (3) 以上より、本件取消しが「処分」にあたることは、法律の根拠はない。

(4) そして、法律による行政の原則の下、裁量的処分であ

端的に反論を示すことができています。

2点、
(Xの主張)

3点、
(法10条不適用)

否定はよく書いていて安心感があります。

端的にどの要件が問題とわかるか示すことができているので評価します。

1 ページ
裏面へ

行政法

る場合には法律の留保原則がはたらく。しかし本件取消しは「処分」であって、法律の根拠は必要とらる。

以上より、本件取消しは適法である。

3. (ii) について、

5 (1) 本件取消しが「処分」に該当すると、食品規則12条から指定取消しをすることは、国民がαを覚えなくてはならないものといえ、憲法に反する。法律によりなければならない。

(2) もっとも、食品規則12条は、法10条の厚生労働大臣が食品衛生審議会の意見を聴いて定め、その安全性が疑問視されることから、その安全性に問題が生じた場合、その指定を解除することと法10条は当然に予定しているものといえる。取消

10 (3) よって、法10条において定められる規則12条の指定取消しは、法10条において定められているものといえる。

以上より、本件取消しは法10条によるものであり、適法である。

4. (iii) について、規則

15 (1) 本件、法10条が定める法12条の指定について、法10条は、厚生労働大臣が定める場合を除くとしている。また、法は食品衛生のための法であり、何と厚生労働大臣の衛生に資するかは、専門的技術的知見を必要とするものである。

20 とすれば、法10条による規則12条の指定は、厚生労働大臣の広い裁量に属するものである。

(2) もっとも、行政主体が行使する裁量についてはその裁量の濫用を防止することは許される(30条)。この点につき原告は棄

25 実訴訟法に存在、明白 本案に対する明白評価が明白に論理性を欠くこと、及び考慮不周があることを理由に30条違反を主張していると思われる。

ア. 本件では、αの発がん性という国民の健康衛生にかかわる事項に争いが生じ、一定の条件下で発がん

30

法律の留保
きちんと示さないと良いです

裁量の認定の流れ
完璧です!

原告の主張は、端的に
どのような場合に裁量の
濫用とされるかを
示すことが必要です
思います。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

--

性を持つかに争う。この研究結果の質を両論が、^①αの発がん性を決定的に否定したものはなかったこと、有識者たる研究者での議論をうけた上で、かつ審判員に付した上で本件取消しを主張するαの発がん性、慎重に本件取消しの決定を行っていることからすれば、事実に対する評価が明白合理的性を欠くものではない。

② また、αを使用する製造業者の利益は、たしかに考慮すべき事項であるように思われる。

③ しかし、αにかけられた疑念は、発がん性という国民の生命をおびやかしかうる病理であって、^④αによる発がんした者に対する補償は事実上困難であり、予防行政の見地からまずαの使用を禁ずる必要があった。

⑤ ④の事業者の利益は、後の補償等によって保護が可能であったといえる。

⑥ 以上の点から、本件取消しにおいてはまずαの発がん性による国民の健康衛生の安全が考慮されるものであり、事業者の利益は考慮すべきではない。

⑦ よって、考慮不十分はない。

⑧ 以上より、^⑨戦量の逸脱・濫用はなく、30条違反の事実はない。

第2 設問(2)。

1. 本件でX社の損失補償(憲法29条3項)を要する。損失補償とは、財産権の内在的制約として許容される限度を超える制約があった場合に、財産権の実質的保護のために憲法上要求されるものである。

⑩ そこで「正当な補償」として認められるかは、権利の性質、制約態様、立法目的などから総合的に判断して、内在

具体的事情が符合しているかどうかです。

+1点
(権利の性質)

+1点
(権利の性質)

+1点
(目的)

+1点
(権利の性質)

立法目的に事業者の経済的利益的保護が含まれていないことを指摘できる。説明力が高いです。

前提として食品衛生法の損失補償の規定がないことに着目する必要があります。

「公共のために用いる」も要件なので、簡単にできる。認定して下さい。

3 ページ

裏面へ

「特別の事情性」にあたるか、というワンクッションが必要か、です。

行政法

的制約として~~受ける~~許容すべき限度と認める制約といえるか判断する。この

2. 本件で、Xが制約される~~財産権~~αを使用している清涼飲料水を製造・販売する利益である。この点で、製造した商品については、それと売って利益をあげることは憲法上の権利であるとして、既得権として保障されるものである。他方、今後αを使った清涼飲料水を製造販売していく利益はαが規則に条指定されないという期待権にすぎず、憲法上の権利とはいえない。

⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

「内面的権利」というキーワードが欲しいです。αの安全性の認められる程度が「権利」が認められるべきです。

「消極目的」という言葉が必要か、です。

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政法			

評価(ABCD)

2116-1(1) 和發向(1) 127117

1. 案件取消后处罚: 未7.5%的资产

11) まず 国側の代理人として、事件取消の決定に対して訴訟を行う。処分は、~~国が被告として~~^{原告が被告として} 合権の主体となる。又合権国が被告となる。直接、国民の権利義務と干渉し、又その毀損を形成するに於て、法律上認めらるべきと推定される。

処分の生か定義
きちくと書いて
ヤリ印象で可

女端の多にせし要(牛か)
戸門果敢となふのハエ示せて
いふ 吉成也といふぞ。

問に「果(利)性が認められず」の一文が誤りです。

糸理論とでもわかるかと
いいます!

1点
(省令)

2点
(具体性)

2. 法律保留原则

15 (11) 次に、仮に、本件拒絶しが行政行為とされたとしても
 本行為は、法律保留原則に適用されないと主張する。

取扱は成立して行政行為になると、その後の事情の変更による
将来に向かってその効力を失わせることを行政行為の撤回という。本件
取消は、食品衛生法10条(以下、食品衛生法に法という)の規定に基づ
き、一度規則に定められた添加物の使用禁止の趣意という事情の
変更により、リストから前降して前降以降、その使用を求められなくなる
趣意のもと、撤回にある。

25 40P 和他人利益相冲突的则为可撤销图13. 结构为使之 $\rightarrow$ 利益 $\rightarrow$ 冲突
意味: 不利利益 $\rightarrow$ 自由权 $\rightarrow$ 行政行为的私人权益 $\rightarrow$ 不利利益
与私人自由权+权利 $\rightarrow$ 与行政行为的冲突. 法律根据 $\rightarrow$ 必要 $\rightarrow$
可撤销. 受益的则为不可撤销图13. 法律根据 $\rightarrow$ 必要 $\rightarrow$ 见解
可撤销.

2点
是曹留吴的
考文方 25

1 ページ
裏面へ

4点
侵襲留保
等当性
△点
不適合性

2.5
(判斷基準)

△ 5
(事業者の)
不利益

1. しかし、授意的外部性には、法律の根拠が必要とされ、撤回
が必要と状況により異なるため、法律の根拠が必要とされ、撤回
出来ない限り、行政責任と放棄の結果として、可能な限り
あるため、法律の根拠は必要とされ、解する。

5 (3) 1. 以上の検討から、T-2に本件取消しや行政処分を争うことが、
法律上の権利なく、原告は撤回出来る。この行政処分は、侵害処
分の要がある。法律上の権利が認められる。争うことが出来る。という。原
告の主張が、認められる。

3. 事件取消しは、裁量権の範囲で可能とされた

10 (17) 次は、原告は、事件取消の執行命令の執行を止む前線に相
取消を被告に付下り、裁量権の逸脱、濫用を主張するが、
の主張は、認めらる。 — 3-2-3 被告は、

↓上之方、再取消也。行政行為下之取消、事件取消に於て
権限喪失、監用口8人と言張可。

15 (2) 上記の種は、利、本件取柄の法的性質は、授産的処分、預
向である。撤回権の行使は、預け金と星種との範囲内であるか
は、撤回においては、不利益と、利益の必要性とを比較衡量し、
撤回におよぼす利益の必要性の方が大きい場合には、その撤回
権は、濫用といふこととなる。

20 (イ)ア ニホモ本件について見た。まず、本件既済いは、おとけはるが不利益
 (ロ、被告が、又も使用出券といふことである。また、原告は、既存の
在庫商品が、販売出券といふも損失といふ主張に依る。

しかし、この弊害は、一時的なもので、これを便用して倉庫の増設
を行ない、経営能力が改善出来るものだと見て、天下屋敷の宝庫は、一定
の金額の負担がある

① 二つに成る。aは、発音上bの類の字を添加物と見る。確かと。
抑、発音上、aは発音上性質物質といふのは、不明な面もある。

②. 発がん性も決定的に否定(7-研究者はいるから7-で
ない。発がん性物質のみを凡庸はたいにある。

30 又ハ炭酸ナトリウム鹽ニ於テ、7-10%迄、私到國民院ニ至リテ撰

年月において具体的に
どのような不都合が生じるか
言及できればよい良いです。

まじめ よく書いています

数量を有するかの否が、
三思定に答えらるゝとぞす。

事業者の経済的利益の保護は法の目的(条に含ませないこと)を旨旨できると誤解が有ります。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

6点 (明らかな誤り)	取ると、大規模な健康被害が生じるおそれ、その被害をいかに減らすかという点に、非常に強い関心がある。
1点 (結論)	41 (ア) したがって、本件取消しにおいて、 <u>社会生活の秩序</u> と <u>経済的負担</u> と、 <u>国民の健康被害の防止</u> とが、 <u>後者の優先</u> とされている。
5	また、本件取消しに <u>裁量権の濫用</u> は、 <u>濫用</u> と認められる。
1点 (結論)	42 取消しについて
1点 (法理)	1. 損失補償の根拠。
10	(1) まず、 <u>社会生活の秩序</u> と <u>経済的負担</u> とが、 <u>後者の優先</u> とされている。したがって、 <u>損失補償</u> について、 <u>何ら規定</u> はされていない。したがって、 <u>憲法9条3項</u> を <u>直接の根拠</u> として、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。
15	(2) <u>憲法9条3項</u> の <u>損失補償</u> は、 <u>財産価値の保護</u> と、 <u>社会生活の秩序</u> とが、 <u>後者の優先</u> とされている。したがって、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。
20	(3) 以上より、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。
25	2. 「 <u>正当な補償</u> 」の根拠。
30	(1) したがって、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。
35	(2) この点、 <u>損失補償</u> の根拠は、 <u>財産価値の保護</u> と、 <u>社会生活の秩序</u> とが、 <u>後者の優先</u> とされている。したがって、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。

「損失補償」を請求するは、問題である。

「損失補償」を請求するは、問題である。

3 ページ
裏面へ

5	強い関心がある場合、損失補償は必要と認められる。
10	したがって、 <u>損失補償</u> の根拠は、 <u>財産価値の保護</u> と、 <u>社会生活の秩序</u> とが、 <u>後者の優先</u> とされている。
15	(3) したがって、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。
20	以上より、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。
25	2. 「 <u>正当な補償</u> 」の根拠。
30	(1) したがって、 <u>損失補償</u> を請求するは、 <u>問題</u> である。

基準がしっかりして、示している。

「損失補償」という言葉が、示している。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政法			

A

設問(1)

第1. 主成分①について

1. 片も片も 欠に 関係 する 事件 取 消 し 行政 処分 にお いて は ない。

5) 行政処分とは、国公権力の新設たる国又は公共団体が行う行為のうち、当該行為によって直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定するものが法律上認められているもののことをいう。行訴法3条2項を引用しましょう。処分性の定義は一言一句正確に。

10) 本件取消令は、Xの規則別表第1リストから削除、法10条の指定を取消し消すものであるから、個別の事業者を名称として具体的になさしたものでなく、国民の権利義務を直接的に変動させるものといえず、省令たる規則の改正という法的性質を指摘しましょう。

また、X社A工場にAの製造・販売・使用等をしてきた事業者
にとっては、それらの禁止による効果を直接的に受けるとしても、
今後Aの製造・販売・使用等を行うことになる全てA者に在り得る消
15 費の効果が生じるに過ぎないことは、やはりX社A工場にAの製造・
販売・使用等をしてきた事業者に対する個別具体的な法的責任と同様
であることは、直接的には認められず、上と同じく外部性を否定する反論に読めました。

① 以上が本件取消し及行政処分に関するところである。

20 エ、また仮に本件取消しが行政処分にあたるとして、本件取
消しはいつやるか撤回にあたるのかから法律の根拠がよくいうことか
できるものがある。撤回の指摘OK。撤回の定義があればなお良い。

25 (1) 本件取消は、製造・販売・使用等が「できる食品添加物」として、αが「規則別表第1のリストに掲げられていない」という、ドイツAM研究センター及び日本A工学~~研究結果~~研究結果が「一定の条件下ではαが癌がんを生ずる」という研究結果を公表したことをきっかけとして、その安全性に疑問が生じ、審議会が「指定の取消は必要である」との答申を厚生労働大臣に行ったことからなされたものである。

ページ

裏面へ

よって後述的では事情の変更によって規則別表第1のリストに掲
げる指定に瑕疵が生じたことからこれを是正するものであり、

講義上の撤回回にある。撤回該当性OK。

5 (2) 確かに、授益的取引の撤回の撤回については、不利差の
分ける法的計算を有するが、侵害留保(原則)に照らして法理
の根拠を要するものではない。X側の主張の根拠OK。↓原則撤回自由というのは結論の先取りでは？

しかし、原則として、地方の権限は自由に行使されるべきであり、地方の権限の程度には明文の規定がなくても当然に当該地方の権限に關する権限が与えられているものと解するべきである。

10 邦に撤退国は又分の合目的性の回復のためには出来るまで
撤退国がべき以上の要請を強いにしえる。

以上を併せて、投資的行政心分の増大回につき法律の根拠は不要であるといえる。もう少し理由付けを書けなくはないですが、答案戦略上は十分だと思います。

15 (2) 本件では法10条の厚生労働大臣が指定する食品添加物以外に添加物の製造・販売・使用等が禁止されているとおり、指定自体は機能的行政処分たる法の性質があるといえる。

そして、 α の発がん性が疑われるシロリン、「国民の健康の保護」
という法の目的（法条）に照らして、 α の摂取が取りやめられている
ため、取りやめ消しは法律の根拠なく行われている。当てはめOK。

20 第2 議長のについて 前提として法10条の解釈や大臣の裁量に触れた方がよい。

1. 本行取消レが法律の根拠なくウケることができずのものでして
も、前記したように本行取消レにより X社のUにのみ製品・具
資・使用等である事業者には利益がもたらされるのと同様ではない
から、いかなる場合にも撤回が可能な子いいがたい

[illegible]

その比較対象量について前者が後者の上回る場合に限って
数回が制限されるものに留意する 正確な指摘です。

21 本行に於いては、本行取組消しにより、X社がXの製造・販売
30 専ら使用等をする事業者が被る不利は、Xの製造・販売・使用

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ページ

評価(ABCD)

評価(ABCD)

公平負担の観点などの理由付けの方が良い。

[illegible][illegible]

10

4 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政法			

B

[設問(1)]

1. 国側の主張としてまずX側の主張①で、X側は本邦豚肉の消費量は安定していることと理由に取消処分の方針を主張しているが、食品衛生法10条は根拠規定にひきよめるから、本邦豚肉消費量は増減を要する、と主張することが考えられる。

→ 少し長すぎます。
もし私が書くなら二
三行短くします。というこ
とを二重線で表していまし
た。参考までに。

10 (1)食品衛生法(以下、「法」と省略する)10条1「人の健康を損じおそれ
そのない場合」という抽象的文言を甲用いている。人の健康を損じ
うおそれがある程、有毒性があるか否かは、科学的調査により裏づけ
られた専門的・技術的判断の必要性が高い事項といえるから、甲が
要件を満たす可否を検査する段階で行政庁に認められ、裁量
はないといえる。また、10条1指定の要件とは、「厚生労働大臣が
薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を9条1に1」と
規定しており、薬事・食品衛生審議会の意見を尊重していることが
法律上、見とれる。

6月10日～23日
午前、アサヒ新聞の
水で、お哭い。また。
また、浦山さん
署名は、⑩10条は百
件数量をみとめては
ない。⑨本件取消しは法の
数量の範囲内なれば、当然
という流れになる。つまり
他方で、⑩10条は法外
のみならず、第2国でもあ
るまであり、⑨もそれ
に根拠法相違があるとい
う。この点も考慮してい
ます。一度検討してみ
下す。(指定に2-2)
件数量をみとめたこと
から、効果の問題であ
り、取消しは数量の範囲内か
どうかを論じるのは正し
くはない印象を受けました。
件数量と効果数量は分
ましよう。

15 (2) 本件において、Xの発がん性について厚生省に研究者の中で議論
がなされており、審議会が実態に即した研究結果や科学的議論状況を
検査報告した上で「目下消しを当否」と答申したことを受けて、厚生
労働大臣は、本件目処消しを行っている。審議会の答申にのっと
り、本件目処消しは、要件を満たしているとして、指定が取消されること
20 は、厚生省が国民の健康上では生命、身体を守るといふ食品衛生
の根本的理會からすれば当然だといふから、審議会の答申にの
っといって、本件目処消しは厚生労働大臣の裁量の範囲内であるとい
うことである。

① 主張①は
 又否定的な新
 証事件が欠けに
 しては、又否定的
 偽造文になって、拒否
 という主張と見受け

25 2. 次に、国側の主張として、そもそも本件取消しには反対外はないから、争点外処分が争点事件訴訟法第9条1項により、国が賠償請求訴訟を提起すること自体受当性なしと反論することが考えられ、い）処分性とは、国または地方公共団体の行為のうち、その

 $\lambda = 1$

裏面へ

行為により国民の直接不利益を法律関与に影響を受けるおそれ
あることにより認められるものという。4つの例を再現した方が良いです。

(1) 本件には、~~日本~~ 国消費生活の妨げとなる食品の販売・製造・使用等を禁止する。理由のものがあるが、甘味料は世にも不潔なものであり、事業者はそれらを使用しに於て商品の製造・販売・加工を怠りしものだから、本件国消費生活には法的根拠はないと述べた。

3. さらに、~~米国の~~ 国民の主権として、X社の主張④でX社はOを製造・販売・使用等をした事業者の利益に十分に配慮せざるを得ないことであるが、そのようは考慮されず、事情はほかのTと主張することと考えられる。

この主張が正しいと思
います。法効果は、化合
品商品の買取等がでな
くならないと考へるのが普通
だと思います。セ味料を
用いた商品、買取等がで
ない。なので、この主張
しています。

(1) 上状のとおり、食品衛生法の目的は、国民の健康及び生命・身体を守ることとあり、その目的は極めて重要であるといえる。そのために、その保護法益を侵害・侵害するおそれのある添加物等の使用を禁止可能とは事業者の利益に「比して」もより重要といえる。

なせ重要と…本が
具体的に論じましょう
事後回復の可能性がある
「これ」を「これ」で「これ」
その「これ」の前には「これ」

15 石臼に本生取消しにより、今後の生産が禁止されることにより営業
余力が見込めなくなるという不利益を事業者は被るしか、前回と
おり、事業者は、添加物以外を使用しなくとも、~~世の人工甘味~~ 指
定受ける、世の人工甘味料を使用、食料品を製造していること
かである。

→ 利害関係者の利益を評価
で下す。

20 また、XJはXを使用して清涼飲料水の瓶が売れ残り、多大の損害を被るにと主張しているが日本では禁止製造、販売が禁止されているから、海外に市場を開拓することも十分考えられる。

しにから、本件で考慮不念と認めらる事情は存在しないから、本件取
消しは既消法という。

25 (設問2)

1. 損失補償の義務と判断基準は、民法29条3項に準ずる。
規則に富求むることが出来る。

←1つの論点2つ。

(1)憲法29条3項の趣旨は、公平の理念に照らし、私有財産の侵害
賠償の侵害を公平かつ適切な点におよ、そのため、公平な損失補償
が必要と判例が示している。本号当該論議により、ある程度に「おそれる

ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

--

「1」損害が生じたか否かを基準に判断すべきである。

(2) そして、「特別に損害」にあるか否かは、①特定の個人を対象にしている行為か不特定多数の者を対象としている行為かという形式的基準と②その行為によって実質的な損害が生じたか否かという実質的基準を基準に判断すべきである。

(3) これを本件についてみると、本件は、~~食品の製造・販売・使用~~食品衛生法10条に使用しても良い添加物を3条で指定するという行為を採っている。すなわち、指定していない添加物はその製造・販売・使用が認められていないことにより、~~実際~~その製造・販売・使用をすれば、法10条各号により罰則を受けるのであるから、~~実際~~禁止されていることにより、それにより、~~国民一般~~国民一般ではなく、~~食品~~食料品(食品)を取り事業者が指定していない添加物~~の~~の使用を禁止した添加物の入に商品販売することができず、という損害が生ずる。(2)を以て、(4)に於いて、本件は、特定の事業者に添加物の使用・製造・販売を禁止し、その営業利益を損ねるものであるという実質的な損害を与えているといえるから「特別に損害」である。

2. よって、損失補償は必要である。

以上

形式面

・字がキレイで、ところどころみやすかった。尤、主語と本語の対応や、論理の運び、フックリング、主張の整理も素晴らしいです。段落分けについてはもう少し工夫してみたい。特に、おはめの流れを段落を分けることで表にみえたい。

実質面

・すまじく直した主張ができていたと思います。但、論議にはいかりのりまよる。なぜ、必要性が問題となるのかは、問題文を再度検討してみたい。積極的な証明の要否(主張②)などについて、カリテマ

かなえてくれるので、問題文をよく読んで、論点を洗い出しておきたい。

ex. 主張②は、積極的に証明すべき。また、利益に配慮いかな。という構成です。また、積極的証明の必要がある。この議論が、たまたま疑問が、主張②に対して行うべき議論は2つと判断できます。

最後に

とても良い文章を書く力がある持っているので、内容面の精査を頑張れば、素晴らしい答案になると思います。

金

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

あつは×は、必ず×
衡量で答えていい

→ 二は、なにを求めているのか
理解は素晴らしいですが、
問題に答えるという点では
足りません。

→ 非常に的確で、
端的に良い論点がい
れど、実力を展
いてほしい。

→ よみにいえます。

2 ページ
裏面へ

→ よく書けています。内容とか、現実化といったワードを
使えていいです。
高等司法研究科

1	また、X社としては、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。
5	また、X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。
10	また、X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。
15	また、X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。
20	また、X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。
25	また、X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。
30	また、X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。X社は、Aを国産品に置き換えることが可能である。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政学			

評価(ABCD)

 B^+

L. 10 Paq (1) 12 7 4 7

(12) 本件取消しの法的性質に747

まず、前段として、本件取消しは、有効に行われたと認
めて、~~後発~~ 後発的管銀院を理由として、事後的にその効力
を失われし行為であるから撤回に当たる。

(2). 撤回の旋律上の根拠の要旨はついで。

したが、撤回は、その対象となっている~~許容範囲~~の範囲以下であるため、その~~許容範囲~~が法定的根拠を有する以上は、その撤回には法定的根拠は不要である。

したがって、条件取消しは、撤回であり、その対象である指定地、頭10条に基づいている以上は、該件上の特例の根拠がなかくとも許される。また、条件取消しは、要件の単独的消滅であるということも、該件上の根拠を平等とする根拠となりうる。

(3). 撤回の制限について

ことも、本件取消しは、^{モ大抵下で決ま。}換言的行政行為の撤回であるため、被撤回者に事実上の不利益を被らせることにはなる。
 そこで、かかる場合には、撤回が制限されるなどの原告側の主張が争点となるため、これについて反論する。

7. 授益的行政行為の撤回は、撤回した者に不利を
与えるため、その者の利益に相当しなくてはならない。

そこで、撤回が認められるには、撤回により被害者~~被害~~
~~差~~ 撤回されるものから被害者不利な結果、撤回により得
られる公益^(被害者利益)を比較して、後者が前者を上回る場合と
ある結果があるを解する。

イ. 水道法第10条に於いては、たしかに、X社は、Aを使用し、
「清涼飲料水」を製造、販売するほか、今後予定なく、在庫

○又、性の検討
は、8割位の人が、
2. 来た。(私と妹
点に限りで、その
で3月、1. 来た、2. 来た

→「合目的性の回復」
の方がより一般的な
理由付けなので、は
な…かと思いました。
検討してみます。

→この部分は不要で
す。租税に反対な
いふことは、な
るかな。価値観の
話にな、こま、ます。
法根前へのあはれを
示した利益衡量も
議論した方が良、と思
います。

に「車衡量」の規程
を明確に示せてい
ます。

1 ページ

裏面へ

要商品の売込残リなどの損害を被ったといえる。しかし、 MGA による利益は、財産的利~~益~~^益にすぎない。X 以外の甘味料を使用し、事業を継続するに~~か~~^たけるため、X による利益は、~~不~~^不もた重大なものとはいえない。

5 それに対して、撤回により得られる公益は、脱かん性物質が含んでいるおそれがあるため市場から排除することによって人の生命・身体という利益に中絶される。というものであり、かかる利益は極めて重大なものである。たしかに、Xが主張するように、Aの脱かん性を最終的に証明されているわけではなく

10 い。しかし、~~生物取引には~~^{生物取引は}人の発がん性に関する研究結果及び研究者間の議論状況を検証した上で安全なものであるため、~~信用性を~~^{信用性}及び発がん性物質が含有していることとは、~~信用性を~~^{信用性}高いと見る。また、発がん性物質は、人の生命、身体に対する脅威が著しいものであるため、その含有の~~安全性~~^{安全性}証明が~~確実~~^{確実}に把握可能にできていないものとして、含まれていた場合の不利な影響が甚大である~~ため~~^{ため}、水質を阻害する必要性が高い。

よ、7. Xの被害不利益よりも、撤回による公益の被害
 勝り上回るといえるため、撤回は制限されず許
 す可。

2. $\text{rk } P_0^{\text{tr}}(2) \leq 7 \wedge 7.$

(1) 損失保障の請求の振込について

食品衛生法には、10条の指定取消しによって被る損失補償について規定が存在しない。しかし、個別の規定が存在しない場合でも、7条私人経済の観点から、具体的権利を規定すると解される憲法29条3項を基に、損失補償を請求できると考えらる。

(2) ~~補佐~~ 補佐の事について.

~~損失~~ 7. は、本件において、X に損失補償が必要か。

ア. 損失補償の趣旨は、金銭の利差のために特定の個人が犠

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

。評価を交した
ようにしよう。

回復困難です。

→ 積極性の要否について書けていた答案は極めて少なかった。4割程度です。内容もそこそこ良いです。赤の青いという

、あはれのテンボ、
常に良かったです。

← 端的に指摘
されています。

 $\lambda^0 - \lambda^1$

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

性になるというのには平等原則に反するので、かかる特別の犠牲になる者も救済する必要がある。そこで、特別の犠牲性といえる場合には、損失補償も必要とする。具体的には、①侵害行為が、一般人に対してなされるものか、特定個人ないし団体に対してなされるものか否か、②侵害行為が、~~個人~~財産権の本質的内容を侵害するような強度のものか否か、③侵害が偶然のものか、社会的制約、内在的制約によるものか否か、④既得権侵害か否か、等を総合的に判断する。

イ. 以上を本件について検討する。

まず、~~X社は、本件取消しにより、Aも使用した。本件取消しは、X社という特定の団体に対して、~~本件取消しにより、X社は、Aも使用した製品の販売等を行ななくなり、在庫商品の残リなどの損害を被っているし、Aも被るという既得権を奪うものといえる。

しかし、本件取消しは、Aも使用する者全てに影響を与えるものであり、X社という特定の団体のみに対する侵害行為とはいえない。

また、本件取消しは、既得権を有するおそれのあるAを消費者に提供しないため、すなわち、国民の生命・身体を守るためという公益上の必要性からなされた社会的制約であるといえるし、社会制約である。なお、食品を取扱う業者は、食品の安全性を最優先視しなければならず、安全性に疑いのあるものは、消費者に提供することからできないという内在的制約があるといえるから、国民の生命・身体に危険を及ぼしうるおそれがある場合、その食品の扱いを禁止することは、当然であるといえる。

以上の点を総合考慮すれば、Xの損失は、特別の

→ 反対利益の喪失ではないです。

長大です。

消極、警察目的
というキーワードを書きましよう。

犠牲をはいふない。
う。よって、損失補償は不要である。

以上。

形式面

5 ・字はともよみやすかったです。
・ナンバリング、後書きも正確でした。
・規範とあはれの対応は、矢を付けてみました。

実質面

10 ・基本的な部分について正確に書けていて、好印象でした。
・他の人が気づけなかった論点にも、しっかり気づけていました。
・「又か、性」の検討は、問題文に明らかな論議があるので、落したものは残念でした。
・論証は立派的で、とても良かったです。
・あはれのテンポもとても良かったです。
15 ・2年時に、ここまで書けることは素晴らしいと思います。

金

20

25

30